

JCBロードアシスタンスサービス特約(首都高用)

TK535410

対象項番	現行	変更後(2024年7月1日適用開始分)	変更箇所
1	<p>第6条 サービスの内容 サービス対象車両が事故または故障により自力走行不能となった場合、24時間、365日、次のサービスを提供いたします。(1)および(2)のサービスは、原則として一般社団法人日本自動車連盟(JAF)へ取り次ぎをいたします。その際、現場において料金をいったんお支払いいただきますが、無料サービス部分の料金については後日、確定後ご返金いたします。自力走行が不能な場合とは、動かない、もしくは道路交通法上運転してはいけない場合をいいます。具体的には、夜間ライトがつかない状態や、雨の日にワイパーが動かない状態等をいいます。</p>	<p>第6条 サービスの内容 サービス対象車両が事故または故障により自力走行不能となった場合、24時間、365日、次のサービスを提供いたします。自力走行が不能な場合とは、動かない、もしくは道路交通法上運転してはいけない場合をいいます。具体的には、夜間ライトがつかない状態や、雨の日にワイパーが動かない状態等をいいます。</p>	<p>JAFに関する文言と無料サービス分の返金対応(赤字)を削除</p>